平成２５年（フ）第２０３０号
東京都練馬区練馬３丁目１－８－805
破産者　大久保清子
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０６４号
千葉県千葉市美浜区真砂３丁目17－４－907
破産者　鈴木　正彦
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０６８号
神奈川県川崎市麻生区岡上1624－70
破産者　松川洋治郎
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１０３号
東京都杉並区松ノ木１丁目12－35－522
破産者　庄司　幸夫
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１０４号
東京都杉並区松ノ木１丁目12－35－522
破産者　庄司　京子
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１３７号
東京都荒川区荒川２丁目３－９－503
破産者　佐々木好輝
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１５９号
東京都江戸川区船堀７丁目８－３－201
破産者　山田　まや
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１６０号
東京都杉並区宮前２丁目２－３－501
破産者　安藤　由美
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２０８号
東京都町田市小川３丁目６－７－102
破産者　杉元　康治
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２２９号
東京都豊島区千早３丁目27－15－101
破産者　寺田　征弘
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２３５号
神奈川県相模原市緑区二本松３－30－８－204、住民票上の住所群馬県桐生市新里町関421－３
破産者　須永　峰子
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２３６号
東京都江戸川区本一色３丁目37－16－205
破産者　吉田　遼晴
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２４７号
東京都世田谷区駒沢１丁目４－11－103
破産者　三橋　貴光
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２４８号
東京都墨田区業平２丁目12－３－202
破産者　伊藤　大介
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７２４号
埼玉県川口市北園町42番27号
破産者　株式会社ケンズ・カンパニー
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８８号
埼玉県川口市安行出羽５丁目２番地12
破産者　有限会社サン・サービスセンター
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４３９号
千葉県柏市伊勢原１丁目14番11号
破産者　涌井　英夫
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６９５号
兵庫県神戸市垂水区高丸８丁目14番３－401号、破産手続開始決定時の住所千葉県松戸市秋山142番地の１　ルポンドラルカンシェル703号
破産者　田原　紀之（旧姓西井）
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７０１号
千葉県松戸市松飛台330番地の２　パストラルコート301号
破産者　佐々木　浩
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１８７５号
東京都豊島区駒込７丁目１－１
破産者　旗本　浩子
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７００号
東京都大田区西蒲田７丁目32番２号
破産者　株式会社協和メディカル
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７０１号
東京都台東区清川１丁目31－３－202、前住所東京都大田区東矢口１丁目３－５
破産者　中條　臣彦
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部